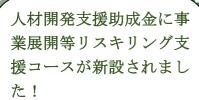
さくら事務所便り



神奈川県横浜市港北区箕輪町 2-7-36-1112

電話番号:045-562-4101

e-mail: info@sakura-management.net



厚生労働省の「人材開発支援助成金」について、令和4年12月2日より、新コースが創設されるなどの変更がありましたのでご紹介します。申請をご検討の際は、弊所にご相談ください。

◆「事業展開等リスキリング 支援コース」の新設

本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するものです。

対象事業主は、①既存事業 にとらわれず、新規事業の立 ち上げ等の事業展開に伴う 人材育成に取り組む事業主 (例:新商品や新サービスの 開発、製造、提供または販売 を開始するなど)、②業務の 効率化や脱炭素化などに取 り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主です (例: I Tツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進める)。

支給対象となる訓練は、① 企業において事業展開を行 うにあたり、新たな分野で必 要となる専門的な知識およ び技能の習得をさせるため の訓練、もしくは②事業展開 は行わないが、事業主におい て企業内のデジタル・デジタ ルトランスフォーメーショ ン化やグリーン・カーボンニ ュートラル化を進めるにあ たり、これに関連する業務に 従事させるうえで必要とな る専門的な知識および技能 の習得をさせるための訓練 等です。

経費助成率は75%(中小企業の場合)、賃金助成額は1 人1時間あたり960円(中小企業の場合)です(助成限度額あり)。

◆「人への投資促進コース」 の改正(助成率の引上げ等) 本助成金は、デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練(サブスクリプション型)等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するものです。今般、①助成限度額の引上げ、②定額制訓練の助成率の引上げと対象訓練の緩和、③高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加等がされました。

賃金引上げ等の実態に関する調査結果が公表されました

◆「賃金引上げ等の実態に 関する調査」

厚生労働省は、令和4年 「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を公表しました。この調査は、全国 の民間企業における賃金の 改定額、改定率、改定方法 などを明らかにすることを 目的に、例年7月から8月 にかけて行われています。 調査の対象は、常用労働者 100 人以上を雇用する会社組織の民営企業で、令和4年は3,646社を抽出して調査を行い、2,020社から有効回答を得ています。

◆賃金を引き上げる企業が 85.7%

令和4年中における賃金 改定の実施状況をみると、 1人平均賃金(注)を引き 上げた・引き上げる企業の 割合は85.7% (前年 80.7%) となり、3年ぶり の増加となりました。産業 別にみると、「学術研究、 専門・技術サービス業」が 95.7%、次いで「建設業」 が 95.4%と高くなっていま す。また、賃金の改定状況 をみると、1人平均賃金の 改定額は5,534円(前年 4,694円)、1人平均賃金の 改定率は1.9% (同1.6%) でした。

(注) 1 人平均賃金とは、所定内賃金(諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない)の1か月1人当たりの平均額をいいます。

◆業績を踏まえつつ、労働 力の確保を

調査では、賃金改定の決 定時に重視した要素とし て、「会社の業績」

(40%)、次いで「労働力 の確保・定着」(11.9%) が挙げられています。業界 内・他企業の動向も踏まえ つつ、賃上げ要請に対する 自社の戦略を立てていくこ とが必要となるでしょう。

【厚生労働省「賃金引上げ 等の実態に関する調査:結 果の概要」】

https://www.mhlw.go.jp/to ukei/itiran/roudou/chingi n/jittai/22/index.html

1月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先] [10 日]

- 源泉徴収税額(※)・住民 税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行] ※ただし、6ヶ月ごとの 納付の特例を受けてい る場合には、令和4年7 月から12月までの徴収 分を1月20日までに納
- 雇用保険被保険者資格 取得届の提出<前月以 降に採用した労働者が いる場合>[公共職業安 定所]

31 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>「市区町村」
- 固定資産税の償却資産 に関する申告[市区町 村]
- 個人の道府県民税・市町 村民税の納付<第4期

- 分> [郵便局または銀 行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料納付<延納 第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者 でない場合) <雇入れ・ 離職の翌月末日>[公共 職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅 用地の申告[市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収 簿の書換え[給与の支払 者]

~当事務所より一言~